

ご利用案内

2016年4月発行

●支援対象

- 就労に向かう気持ちがある義務教育を修了した15～39歳のご本人
 - ※在職、在学中の方は、原則ご利用になれません
- 義務教育修了後15～39歳の未就労の状況にある「わが子」の職業的自立に悩む保護者

●各事業のサービス内容

- 埼玉县委託事業「若者自立支援センター埼玉」
 - 各種講座
 - しごと体験
 - こころの相談 ※裏面の最下部をご確認ください
 - 保護者セミナー／出張プレ相談
- 厚生労働省委託事業「かわぐち若者サポートステーション」
 - 職業的自立のためのキャリア形成支援（キャリア相談など）
 - 若者の職業的自立のためのネットワーク構築

●センターの支援方針

- 心身共に就労が可能な状態での活動スタート
 - ※裏面の最下部をご確認ください
- ご登録後6ヶ月以内の進路決定を目標としたサポート
- 各種支援機関との連携によるご本人、および保護者の方へのサポート
- より適切な機関の情報提供、または紹介（当センターでの支援が難しい場合）

●利用について

- ご利用は無料（通所のための交通費は自己負担）
- ご利用開始前に、登録のための面談が必須（書類記入と利用目標の確認など／50分／予約制）
 - ・適切な計画のもと利用していただくために、登録完了までに面談が複数回となる場合があります
- 予約制（ご登録の手続きを含めたすべてのサービス）

- 電話相談は実施していません
- デイケアやフリースペース（居場所）の機能はありません
- 「こころの相談」のみのご利用はお断りしています。メンタル面の継続的なカウンセリングを希望される場合、できる限り、より専門性の高い他機関を情報提供、またはご紹介します

●利用期間と支援の流れ

□当センターの利用期間は、6ヶ月、最長1年を目安としています

※以下の場合に、追加6ヶ月の利用が可能

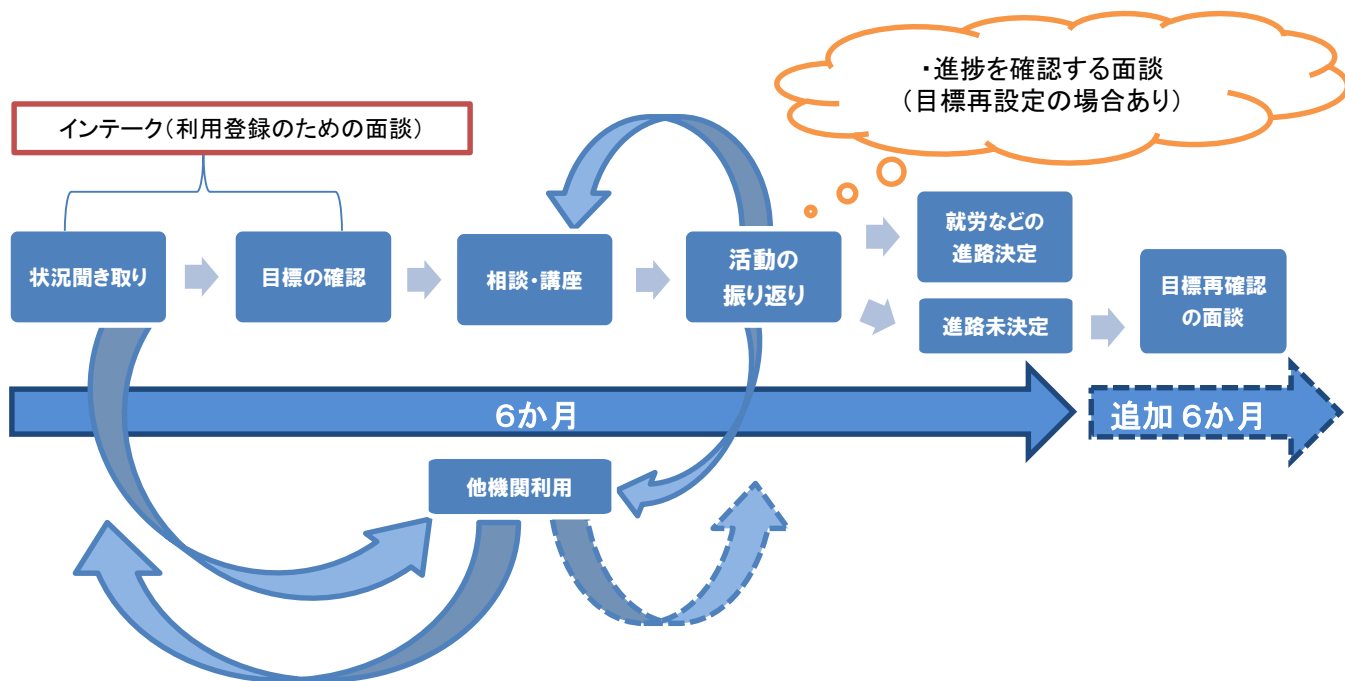
・面談で、活動状況と、今後の継続利用の目的・目標が当センターの支援方針と一致する場合

□就職決定後の職場定着とキャリアアップを、最長1年程度サポートします

※ そのために、就職後の状況を伺うご連絡をいたします。お困りのことなどがあれば、遠慮なくご相談ください

□保護者相談のご利用は、原則3回までとしています

・3回の相談を経て「わが子」が動き出せない場合、他機関の情報提供、橋渡しなどをサポートします



●他機関との連携と、個人情報の第三者提供について

□支援過程で、他機関(医療・保健・福祉等)の利用をご提案することがあります

□他機関との併用や、他機関への移行を進める際、ご本人の同意のもと、情報を第三者に提供する場合があります

□他機関からの情報提供やご紹介によるご来所の場合には、ご本人の同意のもと、原則、紹介元と連携させていただきます。

※ 個人情報保護法は、家族間であっても適用されます

●その他

□当センターは、最低限の心身の健康が就労のための前提であると考えています

通院中の方には、以下のいずれかの方法により、主治医などが就労の段階であると判断していることを確認させていただく場合があります ※ ご自分で定期的に確認されることをおすすめします

①センターから主治医などへの確認 ②主治医などからセンターへのご連絡(紹介) ③診断書の提示

□一定期間、来所のないご登録者に電話等で連絡することがあります

仕事などが決まった場合や、引っ越しなどで来所が難しくなった場合には、ご一報ください

※ メールでのご連絡も可能です info@yisc-saitama.com

(若者自立支援センター埼玉、または、かわぐちサポステのHP内「お問い合わせ」からメールができます)